

**(13) 総合学生支援室****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

総合学生支援室は、学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的に設置されている。業務内容は、次のとおりである。

- i) 総合的な学生支援に係る方策の企画立案に関すること
- ii) 学生支援に係る関係組織の連携に関すること
- iii) その他学生の修学、就職及び生活の支援に関し、学長が必要と認めた事項

**イ 組織の構成及び構成員等**

総合学生支援室は、室長及び室員で組織されており、室長は学長が指名した副学長とし、室員は教務委員会委員長、学生委員会委員長、就職委員会委員長、教育実習委員会委員長、学校実習委員会委員長、入学試験委員会委員長、保健管理センター所長、教育支援課長、学校実習課長、学生支援課長、特命課長（就職支援担当）、入試課長、その他学長が指名した者で構成されている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

令和3年度は、総合学生支援室構成員による総合学生支援室会議を2回開催（書面審議を含む）した。

**イ 審議された主な事項**

- i) 大規模災害で被災した受験生、入学生及び在學生に対する経済的支援の実施
- ii) 第8回（令和2年度）学生生活実態調査結果による対応策・改善策等
- iii) 総合学生支援室規則の一部改正

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

令和2年度に実施した第8回学生生活実態調査の調査結果を踏まえ、学生の修学、生活等に係る問題点や課題への対応など、学生支援に係る対応策や改善等の検討・実施を学内の関係各課に依頼し、それらの取組結果を取りまとめた。

**③ 優れた点及び今後の検討課題等**

第8回学生生活実態調査の調査回答データ等をもとに、今後、学内各組織において学生支援の現状把握や課題等の検討を行い、学生支援の改善・充実に継続して実施していく。